

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																																
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基 本 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(1)の2 X i ヲビキタスの基本使用料の適用</td> <td style="vertical-align: top;">                     ア X i ヲビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。                      (ア) 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの                          ① 第1種 X i ヲビキタス一般契約に係るもの                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">X i ヲビキタス</td> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td>I o TプランHS</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">                     ② (略)                      イ～ウ (略)                      エ 第2種 X i ヲビキタス契約者は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。                      オ 暦月の初日以外に第2種 X i ヲビキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係                 </td> </tr> </tbody> </table>	基 本 使 用 料 の 適 用		(1) (略)	(略)	(1)の2 X i ヲビキタスの基本使用料の適用	ア X i ヲビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの ① 第1種 X i ヲビキタス一般契約に係るもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">X i ヲビキタス</td> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td>I o TプランHS</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	X i ヲビキタス	I o Tプラン	I o TプランHS		② (略) イ～ウ (略) エ 第2種 X i ヲビキタス契約者は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。 オ 暦月の初日以外に第2種 X i ヲビキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基 本 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(1)の2 X i ヲビキタスの基本使用料の適用</td> <td style="vertical-align: top;">                     ア X i ヲビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。                      (ア) 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの                          ① 第1種 X i ヲビキタス一般契約に係るもの                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">X i ヲビキタス</td> <td><u>L T E ヲビキタスプランS</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランM</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランS（高速オプション）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランM（高速オプション）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスフラット</u></td> </tr> <tr> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">                     ② (略)                      イ～ウ (略)                      エ X i ヲビキタス契約者（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及び第2種 X i ヲビキタス契約に係るものに限り。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。                      オ 暦月の初日以外に X i ヲビキタス契約（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及                 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	基 本 使 用 料 の 適 用		(1) (略)	(略)	(1)の2 X i ヲビキタスの基本使用料の適用	ア X i ヲビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの ① 第1種 X i ヲビキタス一般契約に係るもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">X i ヲビキタス</td> <td><u>L T E ヲビキタスプランS</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランM</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランS（高速オプション）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランM（高速オプション）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスフラット</u></td> </tr> <tr> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">                     ② (略)                      イ～ウ (略)                      エ X i ヲビキタス契約者（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及び第2種 X i ヲビキタス契約に係るものに限り。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。                      オ 暦月の初日以外に X i ヲビキタス契約（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	X i ヲビキタス	<u>L T E ヲビキタスプランS</u>	<u>L T E ヲビキタスプランM</u>	<u>L T E ヲビキタスプランS（高速オプション）</u>	<u>L T E ヲビキタスプランM（高速オプション）</u>	<u>L T E ヲビキタスフラット</u>	I o Tプラン		② (略) イ～ウ (略) エ X i ヲビキタス契約者（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及び第2種 X i ヲビキタス契約に係るものに限り。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。 オ 暦月の初日以外に X i ヲビキタス契約（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及
基 本 使 用 料 の 適 用																																	
(1) (略)	(略)																																
(1)の2 X i ヲビキタスの基本使用料の適用	ア X i ヲビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの ① 第1種 X i ヲビキタス一般契約に係るもの																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">X i ヲビキタス</td> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td>I o TプランHS</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	X i ヲビキタス	I o Tプラン	I o TプランHS																											
区 分	基本使用料の料金種別																																
X i ヲビキタス	I o Tプラン																																
	I o TプランHS																																
	② (略) イ～ウ (略) エ 第2種 X i ヲビキタス契約者は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。 オ 暦月の初日以外に第2種 X i ヲビキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係																																
基 本 使 用 料 の 適 用																																	
(1) (略)	(略)																																
(1)の2 X i ヲビキタスの基本使用料の適用	ア X i ヲビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの ① 第1種 X i ヲビキタス一般契約に係るもの																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">X i ヲビキタス</td> <td><u>L T E ヲビキタスプランS</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランM</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランS（高速オプション）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスプランM（高速オプション）</u></td> </tr> <tr> <td><u>L T E ヲビキタスフラット</u></td> </tr> <tr> <td>I o Tプラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">                     ② (略)                      イ～ウ (略)                      エ X i ヲビキタス契約者（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及び第2種 X i ヲビキタス契約に係るものに限り。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。                      オ 暦月の初日以外に X i ヲビキタス契約（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	X i ヲビキタス	<u>L T E ヲビキタスプランS</u>	<u>L T E ヲビキタスプランM</u>	<u>L T E ヲビキタスプランS（高速オプション）</u>	<u>L T E ヲビキタスプランM（高速オプション）</u>	<u>L T E ヲビキタスフラット</u>	I o Tプラン		② (略) イ～ウ (略) エ X i ヲビキタス契約者（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及び第2種 X i ヲビキタス契約に係るものに限り。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。 オ 暦月の初日以外に X i ヲビキタス契約（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及																					
区 分	基本使用料の料金種別																																
X i ヲビキタス	<u>L T E ヲビキタスプランS</u>																																
	<u>L T E ヲビキタスプランM</u>																																
	<u>L T E ヲビキタスプランS（高速オプション）</u>																																
	<u>L T E ヲビキタスプランM（高速オプション）</u>																																
	<u>L T E ヲビキタスフラット</u>																																
	I o Tプラン																																
	② (略) イ～ウ (略) エ X i ヲビキタス契約者（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及び第2種 X i ヲビキタス契約に係るものに限り。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。 オ 暦月の初日以外に X i ヲビキタス契約（基本使用料の料金種別が L T E ヲビキタスフラット及																																

	<p>る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、工の規定にかかわらず、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、<u>カ</u>の規定を適用します。</p> <p>カ オに規定する場合を除き、第2種X i ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>キ～ソ (略)</p>
(2)～(4) (略)	(略)

	<p>び第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。)を締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、工の規定にかかわらず、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、<u>オ</u>の規定を適用します。</p> <p>カ オに規定する場合を除き、<u>第1種X i ユビキタス契約(基本使用料の料金種別がL T E ユビキタスフラットに係るものに限ります。)</u>及び第2種X i ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>キ～ソ (略)</p>
(2)～(4) (略)	(略)

2 料金額 (略)

2-1 (略)

2-2 X i ヲビキタスに係るもの

2-2-1 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ヲビキタス	X i ヲビキタス一般 契約に係るもの	I o Tプラン	800 円 ( 864 円)
		I o TプランH S	1,000 円 (1,080 円)
	X i ヲビキタス定期 契約に係るもの	I o Tプラン	400 円 ( 432 円)
		I o TプランH S	600 円 ( 648 円)

2-2-2 (略)

第2 (略)

2 料金額 (略)

2-1 (略)

2-2 X i ヲビキタスに係るもの

2-2-1 第1種 X i ヲビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ヲビキタス	X i ヲビキタス一般 契約に係るもの	<u>L T E ヲビキタスプランS</u>	800 円 ( 864 円)
		<u>L T E ヲビキタスプランM</u>	1,600 円 (1,728 円)
		<u>L T E ヲビキタスプランS (高速オプション)</u>	1,000 円 (1,080 円)
		<u>L T E ヲビキタスプランM (高速オプション)</u>	1,800 円 (1,944 円)
		<u>L T E ヲビキタスフラット</u>	2,000 円 (2,160 円)
		I o Tプラン	800 円 ( 864 円)
	I o TプランH S	1,000 円 (1,080 円)	
	X i ヲビキタス定期 契約に係るもの	I o Tプラン	400 円 ( 432 円)
		I o TプランH S	600 円 ( 648 円)

2-2-2 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 基本使用料の料金種別が I o T プラン H S の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量が 3,145,728 課金対象データを超過したことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その X i コビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k 通信」といいます。）を適用します。この場合において、128k 通信の適用を受けている X i コビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第 47 条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>カ～ソ (略)</p> <p>タ 基本使用料の料金種別が I o T プランの X i コビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) (略)</p>
(2)～(6)の 2 (略)	(略)
(7) データ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ X i コビキタス定期契約者がその契約の解除と同時に新たに X i コビキタス一般契約を締結したとき又は X i コビキタス一般契約者がその契約の解除と同時に新たに X i コビキタス定期契約を締結したときの累計課金対象データ量は、契約の解除があった X i コビキタスに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結した X i コビキタスに係る累計課金対象データ量を合算して適用します。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(8)～(9) (略)	(略)
(9) の 2 定額通信料等に係る月極割引 ( docomo with2) の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(10)～(12) (略)	(略)
(12)の 2 X i コビキ	ア 基本使用料の料金種別が第 1 種 X i コビキタス契約である契約者回線について、その回線との

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 基本使用料の料金種別が L T E コビキタスプラン S (高速オプション) 若しくは L T E コビキタスプラン M (高速オプション) の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量 ((7)に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) が 2,097,152 課金対象データを超過したことを当社が確認したとき、又は I o T プラン H S の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量が 3,145,728 課金対象データを超過したことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その X i コビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k 通信」といいます。）を適用します。この場合において、128k 通信の適用を受けている X i コビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第 47 条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>カ～ソ (略)</p> <p>タ 基本使用料の料金種別が L T E コビキタスプラン S、L T E コビキタスプラン M、L T E コビキタスフラット又は I o T プランの X i コビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) (略)</p>
(2)～(6)の 2 (略)	(略)
(7) データ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ X i コビキタス定期契約者がその契約の解除と同時に新たに X i コビキタス一般契約 (基本使用料の料金種別が I o T プラン又は I o T プラン H S に係るものに限ります。) を締結したとき又は X i コビキタス一般契約者がその契約 (基本使用料の料金種別が I o T プラン又は I o T プラン H S に係るものに限ります。) の解除と同時に新たに X i コビキタス定期契約を締結したときの累計課金対象データ量は、契約の解除があった X i コビキタスに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結した X i コビキタスに係る累計課金対象データ量を合算して適用します。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(8)～(9) (略)	(略)
(9) の 2 定額通信料等に係る月極割引 ( docomo with) の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(10)～(12) (略)	(略)
(12)の 2 X i コビキ	ア 基本使用料の料金種別が第 1 種 X i コビキタス契約 (L T E コビキタスフラットを除きます。)

タスにおける通信料の適用

間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含まず。）の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
I o Tプラン	922 円
I o TプランHS	4,608 円

イ アに規定する控除可能額は料金種別ごとに適用します。

ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
I o Tプラン	800 円
I o TプランHS	2,300 円

エ 通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に基づき基本使用料を日割するとき

タスにおける通信料の適用

である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含まず。）の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
<u>L T E ユビキタスプラン S</u>	240 円
<u>L T E ユビキタスプラン M</u>	1,800 円
<u>L T E ユビキタスプラン S（高速オプション）</u>	240 円
<u>L T E ユビキタスプラン M（高速オプション）</u>	1,800 円
I o Tプラン	922 円
I o TプランHS	4,608 円

イ アに規定する控除可能額は料金種別ごとに適用します。

ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
<u>L T E ユビキタスプラン S</u>	2,200 円
<u>L T E ユビキタスプラン M</u>	1,400 円
<u>L T E ユビキタスプラン S（高速オプション）</u>	3,500 円
<u>L T E ユビキタスプラン M（高速オプション）</u>	2,700 円
I o Tプラン	800 円
I o TプランHS	2,300 円

エ 基本使用料の料金種別が X i ユビキタスフラットの X i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信については、2（料金額）の規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

オ 通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に基づき基本使用料を日割するとき

	は、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、「控除可能額」を「控除可能額を日割した額」に読み替えて適用します。 (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信とします。
(13)～(24) (略)	(略)

2 料金額

2-1～2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種X i ユビキタス契約に係るもの

1 課金対象データごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	I o Tプラン	0.03 円(0.0324 円)
	I o TプランH S	0.03 円(0.0324 円)

2-4 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

	は、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、「控除可能額」を「控除可能額を日割した額」に読み替えて適用します。 (注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信とします。
(13)～(24) (略)	(略)

2 料金額

2-1～2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種X i ユビキタス契約に係るもの

1 課金対象データごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	X i ユビキタス一般契約に係るもの	L T EユビキタスプランS	1.2 円(1.296 円)
		L T EユビキタスプランM	0.9 円(0.972 円)
		L T EユビキタスプランS (高速オプション)	1.2 円(1.296 円)
		L T EユビキタスプランM (高速オプション)	0.9 円(0.972 円)
		L T Eユビキタスフラット	—
		I o Tプラン	0.03 円(0.0324 円)
	X i ユビキタス定期契約に係るもの	I o TプランH S	0.03 円(0.0324 円)
		I o Tプラン	0.03 円(0.0324 円)
		I o TプランH S	0.03 円(0.0324 円)
		I o Tプラン	0.03 円(0.0324 円)

2-4 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	インド	Reliance Telecom Limited,	5	二	A ● III	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サントメ・プリンシペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	<u>△B</u>	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サントメ・プリンシペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	-	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則（平成 30 年 1 月 24 日経企第 2408 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（L T E ユビキタスプラン等に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている L T E ユビキタスプラン S、L T E ユビキタスプラン M、L T E ユビキタスプラン S（高速オプション）、L T E ユビキタスプラン M（高速オプション）又は L T E ユビキタスフラット（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「L T E ユビキタスプラン等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア L T E ユビキタスプラン等に関する基本使用料について、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の料金種別	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i ユビキタス	L T E ユビキタスプラン S	800 円 ( 864 円)
	L T E ユビキタスプラン M	1,600 円 (1,728 円)
	L T E ユビキタスプラン S（高速オプション）	1,000 円 (1,080 円)
	L T E ユビキタスプラン M（高速オプション）	1,800 円 (1,944 円)
	L T E ユビキタスフラット	2,000 円 (2,160 円)

イ L T E ユビキタスフラットに係る基本使用料については、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の（ア）及び（イ）に定めるところによります。

（ア） データ通信モードに係るもの

基本使用料の料金種別	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
L T E ユビキタスプラン S	1.2 円(1.296 円)

L T E ユビキタスプランM	0.9 円(0.972 円)
L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	1.2 円(1.296 円)
L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	0.9 円(0.972 円)
L T E ユビキタスフラット	—

(イ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における X i ユビキタスの場合に準じて料金を適用します。

イ L T E ユビキタスプラン等 (L T E ユビキタスフラットを除きます。) に関する通信料について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。) は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
L T E ユビキタスプランS	240 円
L T E ユビキタスプランM	1,800 円
L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	240 円
L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	1,800 円

ウ イの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、イの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
L T E ユビキタスプランS	2,200 円
L T E ユビキタスプランM	1,400 円
L T E ユビキタスプランS (高速オプション)	3,500 円
L T E ユビキタスプランM (高速オプション)	2,700 円

エ 基本使用料の料金種別が X i ユビキタスフラットの X i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信については、イの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

(3) 契約者は、請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料の支払いを要するものと

し、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i コビキタスの場合に準じるものとします。

(4) L T Eコビキタスプラン等に係る国際アウトローミングの提供条件は改定後の規定におけるX i コビキタスの場合に準じるものとします。

(5) L T Eコビキタスプラン等に係る第9章第2節（通信利用の制限）の提供条件は改定後の規定におけるX i コビキタスの場合に準じるものとします。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(docomo with の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている docomo with の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 当社は、X i 契約者若しくは当社が定める関係者がX i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合であって、その購入と同時に次のア及びイの条件（以下この欄において「割引条件」といいます。）を満たすとき又はその購入と同時に端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月に割引条件を満たす申込があったときは、そのX i について、割引条件を満たした日を含む料金月から次表に定める額を上限とした割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を適用します。

1 契約ごとに

割 引 額（月額）
1,500 円（税抜）

ア 基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるとき。

イ データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、ケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択しているとき。

(2) 当社は、本割引の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

ア (1)に規定する割引条件に該当しないことを当社が確認したとき。

イ X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるものを除きます。）

ウ 当社が別に定める端末設備を購入するとき。

エ その他当社が別に定めるとき。

(3) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。



オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サントメ・プリンシペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	<u>△B</u>	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 30 年 1 月 24 日経企第 2408 号)  
この改正規定は平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サントメ・プリンシペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	-	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 2 月 28 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>附 則（平成30年1月24日経企第2408号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。 （ドコモ光新規工事料キャンペーン3の適用）</p> <p>2 この改正規定実施の日から平成30年5月7日までの間において、I P 通信網契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにI P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用を利用して当社とI P 通信網契約を締結する場合を除きます。）した場合であつて、その契約者回線の提供開始日が平成30年11月7日までの間であるときは、契約者は、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p>